

街なか若者活動促進事業補助金 概要

1. 補助金の目的

- ・より多くの学生がイベントを企画あるいはイベントに参加して街なか盛り上がるように補助金の交付ならびにイベントに関する相談支援等を行う事業です。

2. 補助金の詳細

- ・イベント実施の際にかかった経費の中から、補助対象経費の100%（上限10万円）をお支払いします。
- ・補助対象になる経費と、補助対象外となる経費があります。詳しくは最終ページの別表1をご覧ください。
- ・補助金はイベント終了後に銀行振込にてお支払いいたします。

3. 補助対象となるイベント

- ・福島市の中心市街地で開催するイベントであれば、基本的に内容は問いません。
- ・ただし、他団体が主催するイベントに参加する場合、内容によっては補助金の交付が認められない場合もあります。

認められる例	参加者によって内容の独自性が認められるイベント ※参加者は主催者からスペースを貸し与えられるだけで、 実施内容についてはそれぞれが独自に企画するもの ・ナツフェス（過去の一例）
認められない例	参加者がイベントで実施する内容が主催者によりある程度決められているもの ・ホコ天 DANCE 天国（参加者がダンスを披露することが決められているため）

あくまで上記は一例ですので、参加するイベントが補助対象となるか不安な場合には、お気軽にご相談ください。

4. よくある質問

Q. 申請団体に必要な条件はありますか？

A. **3名以上**の学生で構成された団体である必要があります。

必ずしもサークルや部活のようなしっかりした形式である必要はありませんが、何か任意の団体を設立してください。

また、メンバーの内最低一人は、**福島市内の学校に通う生徒あるいは福島市内に住居を構える生徒**である必要があります。

Q. イベントで商品を販売する場合、支払われる補助金の額はどれくらいですか？

A. 必要経費から商品の売上を差し引いた額が支払われる補助金の額となります。

例：必要経費7万円、売上2万円 → 補助金額5万円

Q. 補助金はいつ頃振り込まれますか？

A. 支払日について特に希望がない場合、報告書類等を提出いただいてから**1週間～2週間**での振り込みとなります。

早急な振り込みをご希望の場合は、事前にご連絡ください。

Q. 補助金の概算払い（後に精算することを条件に事前にお金を支払ってもらうこと）は可能ですか？

A. 申し訳ありませんが、概算払いは**出来かねます**。

イベント経費は一度立て替えてもらう必要がありますので、ご了承ください。

Q. イベントが上手くいったので、さらにイベントを企画しています。再度補助金を申請しても大丈夫ですか？

A. 同一団体からの補助金申請は**2回**まで可能となっています。

Q. 想定していたより少ない経費でイベントが終了しましたが、大丈夫ですか？

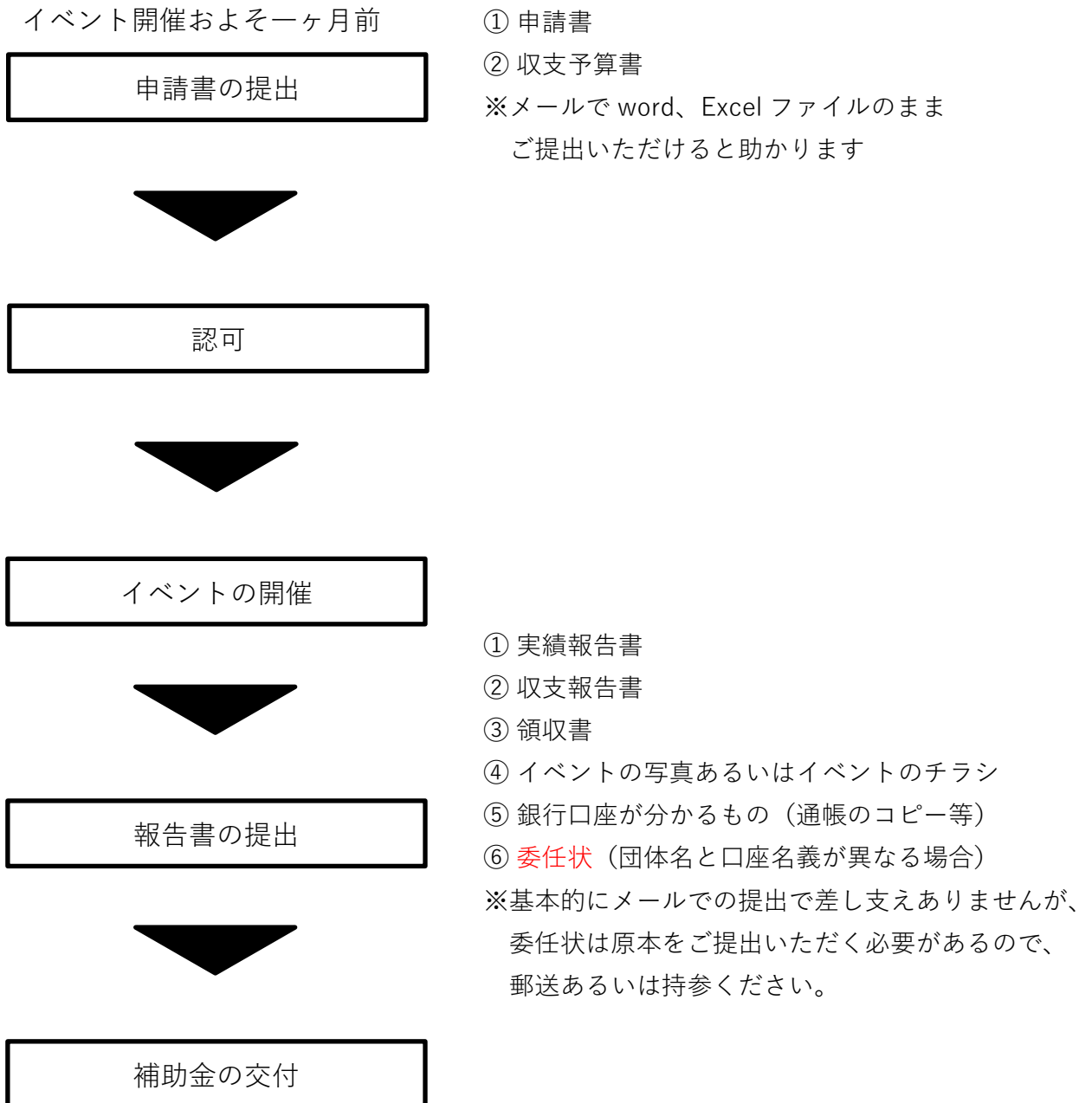
A. 補助対象経費が**2万円**未満の場合はイベント補助の対象外となってしまいますので、どれくらいの費用がかかりそうか申請前によく検討してください。

Q. 銀行口座を持っているメンバーがいないのですが、現金で補助金を支払ってもらうことは可能ですか？

A. 申し訳ありませんが、銀行振込以外での支払いは**出来かねます**。

ただし、振込先は必ずしもメンバーの銀行口座である必要はありませんので、協力していただける方が見つかりましたら、委任状を書いてご提出ください。

4. 全体の流れ



別表 1

必要経費として認められるもの

項 目	概 要	備 考
依頼料	ゲストへの謝金や宿泊費、旅費交通費	明確に経費と分かるようにすること
会議費	打合せで使う会議室の利用料 打合せでの飲食代	
会場費	イベント会場の利用料 会場設営で用いる備品や什器の費用	
通信運搬費	郵便や電話、インターネットの代金 物品の運搬にかかる代金	明確に経費と分かるようにすること
広告宣伝費	チラシやポスターの作成費用	
賃借料	機材等のレンタル代	会場設営に関するものは会場費へ
備品費	備品の購入費用	高額なものが該当します 汎用性の高いもの、3万円以上のものは不可
消耗品費	消耗品の購入費用	少額のものに該当します
委託費	イベントの運営、警備などを業者へ委託する際の費用	補助対象経費の合計の50%以下とすること
水道光熱費	水道や電気、ガス、燃料などに関する費用（露店での販売など）	明確に経費と分かるようにすること
雑費	保険料、保管料、支払手数料などに関する経費	
食糧費	イベント当日のスタッフの飲食代	打ち合わせでの飲食代は会議費へ
感染症対策費	新型コロナウイルス感染防止に関する費用	消耗品で計上しないようにすること
イベント費	他の項目に該当しないイベント経費 ※賞品代など	賞品代は、補助対象経費の30%以下にすること 金券は補助対象外なので注意
その他	上記以外でまちづくりセンターが必要と認める経費	該当項目が不明なものについては、一度ご相談ください

必要経費として認められないもの

項 目	具体例
個人で負担すべきもの	個人的な飲食代、物品の購入費
イベントで販売する商品の材料	<p>販売する商品の材料は対象外となります。 例：クッキーの材料である小麦粉 木彫りの人形の材料である木材</p> <p>ただし、商品を作る際の道具などは対象となります。 例：クッキーを作るときに使う調理道具 木彫りの人形を作るときに使うノミ</p>
汎用性が高い高額な備品	<p>スマートフォン、P C、テレビなど ※ソフトやアプリなどの購入費は専門性が認められる場合対象となります</p>
高価な物品	<p>3万円以上のもの ※ただしレンタルの場合は対象となります</p>
明らかに経費と区別できないもの	<p>イベント会場への交通費など ※参加者のために手配した乗り物の費用など、 明確に経費だと区別できる場合は対象となります。</p>